

○職員の給与に関する条例

制 定 昭 35. 2. 1 条例 2
最近改正 令 5.12.22 条例 11

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例に基く職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第2条の2 この条例に基づく給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことが出来る。

(給料)

第3条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表及び職務の級)

第4条 職員の給料は、給料表（別表）に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、管理者が定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように管理者が定める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が定める。

3 職員の昇給は、管理者が定める日に、管理者が定める期間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。

5 管理者が定める年齢を超える職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「4号給以内で管理者が定める号給数」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の職給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額

を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

10 一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号)
第2条の規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の給与月額は、給料表に掲げる一般任期付職員の給料月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。
(給料の支払方法)

第5条の2 職員の給料の支給方法は、次の各号による。

- (1)給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとする。
- (2)新たに職員となった者には、その日から日割り計算の方法により算出した給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。ただし、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りでない。
- (3)職員が離職し又は死亡したときは、その月の末日までの給料を支給する。ただし、懲戒処分又は分限処分（管理者の定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する。
- (4)離職した職員が即日又は翌日職員となった場合の給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。

(特別職の職員の給与)

第6条 管理者、副管理者等の特別職の職にある者のうち常勤の職員の給料については、他に特別の定めあるものを除き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例に準じ管理者が定める。

- 2 前項の職員に対しては、給料のほか、他の常勤の職員に対して給与せられる手当を支給することができる。
- 3 第1項の職員が任期満了その他の事情により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。
- 4 第1項の職員が離職した月に他の職員となった場合でも。又は一般職に属する者が離職した月に第1項の職員となった場合でも、その月分の給料その他の給与は重複して支給しない。

(日給者の給料)

第7条 日給は、執務の日数によって支給する。

(給料の減額)

第8条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- 2 前項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）のため勤務しない日が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料月額100分の50とする。

(給料の減額の特例等)

第9条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、前条第1項に

規定する管理者の承認は、次に掲げる期間又は時間について行うものとする。

- (1) 職員の勤務に関する条例（昭和35年条例第13号。以下「勤務条例」という。）第12条の2に規定する時間外勤務代休時間に指定された期間又は時間
 - (2) 勤務条例第15条に規定する年次休暇を与えられた期間又は時間
 - (3) 定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると管理者が認められる場合に与えられる病気休暇（勤務条例第16条の2に規定する病気休暇をいう。以下「同じ。）又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症（同条第1項第3号に掲げる感染症を除く。）に係る療養のための病気休暇を与えられた期間
 - (4) 開始の日から終了の日までの期間が14日を超える病気休暇を与えられた期間
 - (5) 前2号に定める病気休暇以外の病気休暇を与えられた期間のうち、当該病気休暇の開始の日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間を除く期間
 - (6) 勤務条例第17条に規定する特別休暇（職員の勤務に関する条例施行規則（平成11年規則第1号。以下「勤務規則」という。）第6条第1項第13号に該当する場合に与えられる特別休暇を除く。）を与えられた期間又は時間（勤務規則第6条第1項第7号に該当する場合に与えられる特別休暇にあっては、年13回を限度として1回につき当該特別休暇を与えられた期間のうち2日以内の部分の期間）
 - (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年条例第6号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合における当該免除される期間又は時間
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める期間又は時間
- 2 病気休暇の終了の日の翌日から他の病気休暇の開始の日の前日までの期間（以下「休暇間の期間」という。）において実際に勤務した日がない場合で あって、かつ、それぞれの病気休暇が同一の負傷又は疾病によるものであるときは、前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、これらの病気休暇が与えられた期間を引き続いた1の病気休暇が与えられた期間とみなし、その期間の初日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間（以下この項において「最初の3日間」という。）（この項の規定により1の病気休暇が与えられた期間とみなされるそれぞれの病気休暇のうちに14日を超える病気休暇がある場合で、かつ、最初の3日間に当該病気休暇の一部の期間が含まれるときにおける当該一部の期間を除く。）を除く期間について、前項に規定する管理者の承認を行うものとする。

（病気休暇の日数の計算方法）

第9条の2 病気休暇の開始の日から当該病気休暇の終了の日までの期間の日数を病気休暇の日数とし、休暇間の期間の日数が1年に満たない場合（これらの病気休暇が同一の疾病によるものであることその他の管理者が定める要件を満たす場合を除く。）には、これらの病気休暇は引き続いたものとする。この場合において、休暇間の期間において実際に勤務した日がないときは、休暇間の期間（勤務規則第6条第1項第6号若しくは第6号の2に該当する場合に与えられる特別休暇を与えられた期間又は公傷病のため勤務に服することができない期間を除く。）の日数を引き続いた病気休暇の日数に算入する。

（勤務1日又は1時間当たりの給料額）

第10条 第8条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 第8条第1項に規定する1時間当たりの給料額は、給料月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

第11条 第8条第2項により減給を受けた者が、廃職、退職、休職又は死亡したときは、その減給せられた当月分の全額が支給する。

(給料、手当等の支給期日)

第12条 次の各号に掲げる職員の給料、手当等は、特別の事情のない限り、毎月17日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)に当たるときはその翌日に、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日に支給する。

(1)その月分の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び通勤手当

(2).前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び宿日直手当等

(扶養手当)

第13条 扶養手当は扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

(1)配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4)60歳以上の父母及び祖父母

(5)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6)心身に著しい障害がある親族

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(その職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子で15歳に達する日後 の最初の4月1日以降にあるもの(以下「特定扶養親族たる子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を管理者に届出なければならない。

(1)新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当は、新たに職員となった者に、扶養親族がある場合においては、その職員と

なった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員以外の職員となった場合又は職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族たる子でない者が特例扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に同項第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び6級職員以外のものが6級職員となった場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日であるものを除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終り、又は当該月の翌日から支給額が改定する。

（地域手当）

第14条の2 職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の100分の16とする。

（住居手当）

第14条の3 住居手当は、自ら移住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。ただし、管理者の定める職員については、この限りでない。

2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において管理者が定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。ただし、交通期間等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員。ただし、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを条例とする職員。ただし、交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメー

トル未満であるものを除く

2 通勤手当の額は、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として管理者が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除く、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

(管理職手当)

第16条 管理又は監督の地位にある職員のうち管理者の指定するものに対しては、その勤務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において管理者が定める。

(特殊勤務手当)

第17条 職員が水防活動に従事した場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項に定める特殊勤務手当の額は、1回につき3,500円とする。

(時間外勤務手当)

第18条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた勤務した職員には、勤務時間1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において管理者が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前号の規定にかかわらず、勤務条例第11条第2項の規定により、あらかじめ同条例第9条の規定により割振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 前2項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務条例第12条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する管理者が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の25を乗じて得た額の時間外勤務手当を、支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額）

第19条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額と地域手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分に52を乗じたもので除した額とする。

（宿日直手当）

第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務した職員には、次のとおり宿直手当又は日直手当を支給する。

- (1)宿直手当 1夜 5,800円
- (2)日直手当 1日 5,800円

2 前2条の規定は、前項の勤務については適用しない。ただし、前項の勤務中警報発令等により命により非常警戒警備事務に従事した場合は、その非常警備事務従事の時間については、時間外勤務手当を支給し、その他の時間については、宿日直手当額を宿日直の時間の割合により計算した額をもって宿日直手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第20条の2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)第1項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤

務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

- (2)前項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
(期末手当及び勤勉手当)

第21条 6月又は12月に在職する職員には、別に条例の定めるところにより期末手当及び勤勉手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第21条の2 第13条、第14条及び第14条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び一般任期付職員には適用しない。

(休職者の給与)

第22条 法第28条第2項第1号の規定による休職者（次項に規定する者を除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80、満1年を超えてからは、給料の3分の1を支給することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(公務災害補償等の関係)

第22条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務に服さない期間については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する平均給与額に相当する金額を支給する。

(給与からの控除)

第22条の3 職員の給与の支給については、次の各号に掲げるものを控除することができる。

- (1)職員互助会に支払うべき職員の掛金及び変換金の額
(2)職員が契約した金融機関の定期的積立金の額

(給与を受ける権利の処分禁止)

第23条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することはできない。

(給与の細目)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和33年12月1日）に遡って適用する。
- 2 第4条及び第22条に規定する、別表第1及び第2は、昭和35年1月1日から、第15条に規定する通勤手当の支給は、昭和34年4月1日から適用する。
- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額に10分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨

て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時の任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年淀川左岸水防事務組合条例第7号)第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定より延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

5 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第7項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)達しないこととなる職員(管理者が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。」

附 則(昭35.12.24条例16)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基いてすでに支払われた昭和35年4月1

日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭 36. 3.14 条例 4）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和 35 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正前の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 36. 6.29 条例 6）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭 37. 4.30 条例 5）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和 36 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 37. 7.36 条例 8）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基いてすでに職員の支払われた昭和 36 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭 38. 3.30 条例 5）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和 37 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 39. 6.16 条例 8）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭 38 年 10 月 1 日（以下切替日という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間管理者の定めるところにより、条例第 5 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え清算その他必要な事項は管理者が定める。この場合において管理者は予算の範囲内で、必要な調整をすることができる。

- 4 改正前の条例の規定に基く切替日からこの条例の施行期日の前日の属する月の末日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 39. 8.18 条例 9）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、通勤手当に関する改正規定は、昭和 38 年 10 月 1 日から、宿日直手当に関する改正規定は、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基いてすでに支払われた通勤手当及び宿日直手当については、昭和 38 年 10 月 1 日及び昭和 39 年 4 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間にかかる通勤手当及び宿日直手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

附 則（昭 40.6.30 条例 3）

1 この条例は、公布の日から施行し、別表第 1 については、昭和 39 年 9 月 1 日（以下切替日という。）から、別表第 2 については、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 については、昭和 39 年 9 月 1 日から昭和 40 年 3 月 31 日までの間次のとおり読み替えて適用するものとする。

2 切替日以降における号給又は給料日額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、条例第 5 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。

3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 40.12.20 条例 8）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 41.3.24 条例 4）

1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行し、昭和 40 年 9 月 1 日（以下切替日という。）から適用する。

2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項又は第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。

3 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 42.3.24 条例 3）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行し、昭和 41 年 9 月 1 日から適用する。

（給料の内払）

2 この条例の規定による改正前の職員の給料に関する条例の規定に基いて昭和 41 年 9 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 43.3.29 条例 3）

1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行し、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。

2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 42 年 8 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条

例の規定による給与の内払とみなす。

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴なう職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 44. 3.28 条例 2）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第 15 条の規定は、昭和 43 年 5 月 1 日から、改正後の条例別表第 1 の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から、附則第 3 項に規定する条例の同項による改正後の第 2 項及び第 4 項の規定は、昭和 43 年 4 月 1 日から、第 3 項の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から適用する。

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 43 年 4 月 1 日（通勤手当にあっては、昭和 43 年 5 月 1 日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 45. 3.25 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第 14 条の規定を除く。）及び附則第 3 項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和 44 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 次の各号の 1 に該当する者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 切替日において、その前日から引き続き扶養親族たる 18 歳未満の子（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ。

配偶者のなかった者

- (2) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる 18 歳未満の子を有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）

- (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる 18 歳未満の子（その前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

- (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる 18 歳未満の子（そ

の日前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に改正前の条例 14 条第 1 項の規定による届出がされたものを含む。) があったもの

4 前項第 1 号又は第 2 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第 13 条第 3 項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「600 円（職員に配偶者がない場合にあっては 1200 円）とあるのは「600 円」

5 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる 18 歳未満の子（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該 18 歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における改正前の条例第 14 条第 1 項第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月から行なうものとする。

（昭和 44 年度の夏季手当に関する特例）

6 昭和 44 年度の夏季手当に関する条例（昭和 44 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）第 3 条第 2 項における給与月額は、附則第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（給与の内払い）

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 46.3.26 条例 3）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 45 年 5 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 20 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 44 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項に改める。

4 職員の給与に関する条例の一部を改正後の条例（昭和 45 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、以下順を繰り上げる。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

5 職員の懲戒に関する条例（昭和 40 年淀川左岸水防事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「及び暫定手当」を「及び調整手当」に改める。

(給料の内払)

6 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和 45 年 5 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

7 この附則に定めるものほか、この条例の施行に伴なう職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 47. 3.29 条例 2）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 13 条第 4 項の規定は、昭和 47 年 1 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和 46 年 5 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給料の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この付則に定めるものほか、この条例の施行に伴なう職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 48. 3.24 条例 2）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和 47 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和 47 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 48.12.20 条例 8）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 20 条第 1 項の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 昭和 48 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び 1 日号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項第 2 項において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

- 4 附則第 3 項の規定により切替日における号給に決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第 5 条第 3 項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間を通算する。

- (1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員　　旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）
- (2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員　　旧号給を受けていた期間が 9 月末満である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が 9 月以上である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 14 条の第 3 の規定による住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 14 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 14 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 14 条の 3 の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 14 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 49 年 3 月 31 日（同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあっては、管理者の定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第14条の3)の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭49.6.26条例8）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 別 表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	
1 等 級	1 2	1 2	3 月	6 月
	1 3	1 3	6	9
	1 4	1 3		
	1 5	1 4	3	6
	1 6	1 5	6	9
2 等 級	1 3	1 3	3	6
	1 4	1 4	6	9
	1 5	1 4		
	1 6	1 5	3	6
	1 7	1 6	6	9
	1 8	1 6		
	1 9	1 7	3	6
	2 0	1 8	6	9
	2 1	1 8		
3 等 級	1 5	1 5	3	6
	1 6	1 6	6	9
	1 7	1 6		
	1 8	1 7	3	6
	1 9	1 8	6	9
	2 0	1 8		
4 等 級	2 1	1 9	3	6
	2 0	2 0	6	9
	2 1	2 0		
	2 2	2 1	3	6
	2 3	2 2	6	9
	2 4	2 2		
5 等 級	2 5	2 3	3	6
	2 6	2 4	6	9
	2 7	2 5		
	2 8	2 6	3	6
		2 6	6	9

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額)

3 昭和 49 年 4 月 1 日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日以降における給料月額は、管理者が定める。

(諸手当の支給等)

4 この条例の施行に伴う諸手当の支給その他の取扱いについては、管理者が定める。

(給与の内払)

5 改正前の条例の規定に基づいて、昭和 49 年 4 月 1 日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 49.12.18 条例 14）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第 14 条の規定を除く。）は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 20 条第 1 項の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和 49 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

4 次の各号の 1 に該当する者は、速かにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1)切替日において、その前日から引き続き、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 13 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（18 歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者（扶養親族たる 18 歳未満の子があった者を除く。）

(2).切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたものがあり、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者及びこれらの日に扶養親族たる 18 歳未満の子があった者を除く。）

(3)切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつた

ものを除く。) であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの（その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があつた者を除く。）

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者のある職員となつた者であつて、その配偶者のある職員となった日に、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの（その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があつたものを除く。）

5 前項第 1 号又は第 2 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第 13 条第 3 項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、「1,800 円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち 1 人については 4,000 円）」とあるのは「1,800 円」とする。

6 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月から改定する。

(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 51. 3.25 条例 4）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及びこの条例による改正後の職員退職及び死亡給与金条例の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和 50 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（職員退職及び死亡給与金条例の一部改正）

4 職員退職及び死亡給与金条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 見出し中「失業保険法」を「雇用保険法」に、同条第 1 項中「失業保険法」を「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」に、同条第 2 項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

（給与の内払）

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の前の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 51.12.22 条例 9）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭 52. 3.28 条例 5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項及び第 19 条の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第 13 条第 3 項、第 14 条の 3 第 2 項、第 15 条第 2 項、第 20 条第 1 項並びに別表の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和 51 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例）

4 昭和 51 年度の夏季手当に関する条例（昭和 51 年淀川左岸水防事務組合条例第 5 号）第 3 条第 2 項の規定を適用する場合における給与月額は、改正後の条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による給与月額とする。

（給与の内払）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間の職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 53. 3.30 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から適用する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 52 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 14 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 14 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 14 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 14 条の 3 第 1 項第 1 号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 14 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から管理者が定める日までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 14 条の 3 又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭 54. 3.22 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定並びに附則第 8 項の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 3 項、第 15 条第 2 項及び別表の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 昭和 53 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第 5 項第 2 号において同じ。）

が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間のある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和 53 年 7 月 1 日以前であるときは同日に、同月 2 日以後同年 10 月 1 日以前であるときは同年 10 月 1 日に、同年 10 月 2 日以後であるときは昭和 54 年 1 月 1 日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第 3 項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第 5 条第 3 項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

- (1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員　　旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）
- (2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員　　旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄に定める期間を減じた期間（最高号給等の切替え等）

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（改正後の条例第 5 条の規定の適用の経過措置）

7 改正後の条例第 5 条第 2 項の規定の切替日から昭和 53 年 12 月 31 日までの間における適用については、同条第 2 項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 54 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

8 職員の分限に関する条例（昭和 40 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則の次に次の 1 項を加える。

2 当分の間、スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で管理者の指定する疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により休職にされた者の第 5 条第 1 項の適用については、同項中「2 年」とあるのは「3 年」とする。

（給与の内扱）

9 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（施行の細目）

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 別 表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
2 等 級	1 8	1 8	3	265,800 円
	1 9	1 9	6	268,000
	2 0	2 0	9	270,200
	2 1	2 0		
	2 2	2 1	3	274,600
	2 3	2 2	6	276,900

附 則 (昭 54. 6.28 条例 5)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。
(施行の細目)
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 55. 3.26 条例 4)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 3 昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(給与の内扱)
- 4 この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条

例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 56. 3.23 条例 5）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条第 3 項の改正規定（扶養手当の月額を改める部分を除く。）同条第 2 項の次に次の 1 項を加える改正規定、第 14 条第 3 項の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（第 13 条第 2 項第 5 号の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和 55 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給料の内扱)

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 57. 3.23 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の 2 第 2 項の改正規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

(管理職員に係る給料の額の特例)

- 3 昭和 56 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から同年 9 月 30 日までの間において管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が指定するものであった職員に対し前項の規定を適用する場合の切替日から昭和 56 年 9 月 30 日までの間で管理者が定める期間（以下「特例期間」という。）における給料の額については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による支給されていた給料の額とする。

(最高号給等の切替え等)

- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受

ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例第14条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行日から昭和57年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例)

6 昭和56年度における期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額は、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭59.3.28条例2）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第17条の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭60.3.27条例3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 59 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 61. 3.20 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切換え等)

- 3 昭和 60 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 61.12.12 条例 7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 62. 3.27 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定、別表第 2 の給料表及び附則第 8 項の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る第 20 条の改正規定、別表第 2 の給料表及び附則第 8 項の規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切換え等)

3 昭和 61 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(別表第 2 への切替え等)

5 昭和 62 年 4 月 1 日（以下「新切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）の新切替日における職務の級は、旧級に対応する職務の級とする。この場合において、旧級に対応する 2 の職務の級があるときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

6 前項の規定により新切替日における旧級に対応する同じ職務の級を定められる職員の新切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新切替日の前日においてその者が受ける号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

7 前項の規定により新号給を定められる職員に対する新切替日以後における最初の改正後の条例第 5 条第 3 項又は第 5 項第 1 号の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。ただし、旧号給が旧級の最高の号給であって新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち 12 月を超える期間は、この限りでない。

(旅費に関する条例の一部改正)

8 旅費に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「何等級」を「何級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表中「1 等級」を「6 級」に、「2 等級」を「5 級」に、「3 等級」を「4 級」に改める。

(旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(職員の勤務に関する条例の一部改正)

10 職員の勤務に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「12 週間」を「16 週間」に、「6 週間」を、「8 週間」に改める。

第 22 条中「与える。」を「与える。 1 回につき 2 回」に改める。

(施行の細目)

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 62.12.16 条例 7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替え期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第14条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されたいた期間のうちに、改正後の条例第14条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第14条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に管理者が定める事由は生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭63.12.19条例7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日（以下「振替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給料の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その

他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元.12.22 条例 5）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 2.12.19 条例 9）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 3.12.20 条例 8）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 4.3.25 条例 3）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 4.12.22 条例 9）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成 4 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

4 次の各号の 1 に該当するものは、速やかにその旨（第 1 号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第 2 号に該当する者にあっては切替日において、第 3 号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、この条例による改正前の淀川左岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 13 条第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

(1) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和 49 年 4 月 1 日以前に生まれた者で改正後の条例第 13 条第 2 項第 2 号又は第 4 号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

(2) 切替日において、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

(3) 切替期間において新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第 14 条第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第 13 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったもの

(6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であって、切替期間にお

いて扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

5 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「その事実が生じた日の属する月の翌月」とあるのは「その事実が生じた日の属する月の翌月（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川左岸水防事務組合条例9号。以下「改正条例」という。）附則第4項第2号に該当する者で同項の規定による届出を行ったものにあっては、平成4年4月）」と、「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出を」とあるのは「それぞれその届出を」とし、同条第3項中「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出」とあるのは「それぞれその届出を」とする。

6 職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第14条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川左岸水防事務組合条例第9号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平5.12.21条例6）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成5年12月31日までの間の住居手当)

4 改正後の条例第14条の3第2項の規定の切替日から平成5年12月31日までの間に
おける適用については、同条第2項中「28,000円」とあるのは「27,500円」とし、「8,500
円」とあるのは「7,000円」とする。

(給与の内払)

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条
例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給
与の内払とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算そ
の他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平6.12.14条例6）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第20条の改正規定は、
平成7年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用す
る。

(最高号給等の切替え等)

3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号
給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及
びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条
例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給
与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算そ
の他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平7.12.20条例3）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成8年1
月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用す
る。

(最高号給等の切替え等)

3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給
又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及
びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成7年12月31日までの間の住居手当)

4 改正後の条例第14条の3第2項の規定の切り替え日から平成7年12月31日までの間における適用については、同項中「9,000円」とあるのは、「8,500円」とする。

(給与の内扱)

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平8.12.19条例2)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平9.12.18条例2)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例(第20条第1項及び第21条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給

与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 10.12.17 条例 5）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の 3 の改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）により改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 10 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成 10 年 12 月 31 日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第 14 条の 3 第 2 項の規定の切替日から平成 10 年 12 月 31 日までの間ににおける適用については、同項中「9,500 円」とあるのは、「9,300 円」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 11.12.21 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（第 20 条第 1 項の改正規定を除く。）により改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 11 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平13.1.17条例1）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び別表の改正規定は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例（第15条及び別表の改正規定を除く。）により改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平14.12.16条例2）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平15.12.18条例2）

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 平成16年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

附 則（平16.3.22条例1）

この条例の施行期日は、管理者が定める。ただし、附則第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平17.3.23条例1）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.12.22条例4）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事

項は、管理者が定める。

附 則（平 17.12.22 条例 7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 18. 3.23 条例 1）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 18.11.30 条例 9）

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 19. 3.23 条例 1）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日においてこの条例により改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則第 4 項に規定する職員を除き、旧級、新級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

4 施行日の前日において職務の級の最高の号を給超える給料月額を受けていた職員の新号級は、管理者が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者が施行日以後に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額がその者が施行日の前日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に達しないこととなるものの給料月額は、施行日の前日の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 115 分の 100 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。）とする。

6 前項の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）第 1 条の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、新条例別表の規定による給料月額とする。

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 20. 3.19 条例 1）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平 20.12.1 条例 5）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 21.12.22 条例 1）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3.26 条例 2）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 22.12.17 条例 4）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 2 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に 4 を加えて得た数を号数とする号給とする。

3 施行日の前日において改正前の条例別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 3 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けっていた号給の号数に 8 を加えて得た数を号数とする号給とする。

（号給の切替えに伴う経過措置）

4 前 2 項に定めるもののほか、施行日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 23. 3.24 条例 1）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23.12.20 条例 7）

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 24.12.20 条例 6）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
- (号給の切替え)
 - 2 平成 24 年 8 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日における給料表の職務の級が 5 級及び 6 級である職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が受けている号給の号数から 8 を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあっては、1）を号数とする号給とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日における職務の級が次の表の（あ）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けている号給が同表の（い）欄に掲げる号給である職員の切替日における号給は、同表の（あ）欄に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の（い）欄に掲げる当該職員が同日に受けている号給の区分に応じ、それぞれ同表の（う）欄に定める号給とする。

行政職給料表	(あ)	(い)	(う)
	2 級	78 号給から 137 号給までの号給	77 号給
	3 級	70 号給から 117 号給までの号給	69 号給
	4 級	74 号給から 105 号給までの号給	73 号給

(号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 この条例による職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）の改正及び前項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けている給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、切替日の前日に受けている給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。
 - (1) 平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 2
 - (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 100 分の 4
 - (3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 100 分の 6
 - (4) 平成 27 年度以後の各年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで 当該各年度の前年後の 4 月 1 日から 3 月 31 日までにおける割合に 100 分の 5 を加算した割合
- 5 前項に規定する職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項の規定による給料月額が特例給料月額（切替日の前日に受けている給料月額を職

員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成 22 年淀川左岸水防事務組合条例第 3 号。以下「特例条例」という。）第 1 条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合 特例給料月額

(2) 前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合 同項の規定による給料月額

6 附則第 4 項に規定する職員がうける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第 1 条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。

7 附則第 5 項第 1 号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第 4 項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。

(1) 給料条例第 14 条の 2 第 1 項の規定による地域手当

(2) 給与条例第 16 条第 1 項の規定による管理職手当

(3) 給与条例第 18 条の規定による時間外勤務手当

(4) 給与条例第 21 条の規定による期末手当及び勤勉手当

8 附則第 4 項から第 6 項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号。以下「退職手当条例」という。）第 1 条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。

9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、切替日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

10 この条例による給与条例の改正及び附則第 3 項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

11 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

12 平成 24 年 8 月 1 日の前日において、この条例による改正前の給与条例第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平 26. 3.25 条例 2）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級

附 則（平27.3.25条例1）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日に降格した職員等の号給の切替え)

3 改正後の条例の適用の日（以下「適用日」という。）に降格した職員又は適用目前に降格した職員であつて適用日に当該降格後最初に昇格したものとの号給の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 附則第2項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(再任用職員の経過措置)

6 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が平成27年改正条例附則別表職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて平成27年改正条例附則別表に定める額とする。

平成 27 年改正条例附則別表

職務の級	期 間			
	施行日から平成 28 年 3 月 31 日 まで	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
2 級	242,580 円	236,603 円	231,674 円	226,745 円
3 級	253,403 円	241,920 円	236,880 円	231,840 円
4 級	263,738 円	249,371 円	247,300 円	247,300 円

附 則 (平 28.12.20 条例 10)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 29. 3. 24 条例 1)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平 30. 3.28 条例 1)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第3項及び第4項並びに第14条の規定の適用については、第13条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等について1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円（6級職員にあつては10,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級職員にあつては10,000円））、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶

養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級職員にあつては9,000円））と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第14条第1項中「扶養親族がある場合」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者が
欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母
ある場合（扶養等がある職員が親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当す
等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）
る扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要
件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第2項中「に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親

族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第13条第3項及び第4項並びに第14条の規定の適用については、第13条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円（6級職員にあつては6,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうち」に第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族でと、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第14条第1項中「扶養親族がある場合」とあるのは、「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の

「(2)扶養

経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは（3)扶養

(4)扶養

親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、号に該当する場合を除く。）

号に該当する場合を除く。）

扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第2項中「に該当する事実が
」

生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない

職員の扶養親族たる父母等に限る。) がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等(配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。)」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31までの間は、改正後の条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則 (平 30.12.19 条例 4)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 31.3.25 条例 1)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令 4.12.19 条例 3)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- (施行の細目)
- 4 この附則に定めるものほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令 5.3.23 条例 5）

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (暫定再任用職員の給料月額等)
 - 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
 - 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 5 改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和5年新条例」という。）第5条第2項から第9項まで、第12条から第13条まで及び第13条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令 5.12.22 条例 11）

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。
(施行の細目)
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第2

号給の切替表

旧号給 経過期間	新級	旧級		1級	2級	3級	4級		5級		6級		7級	
		1級	2級		2級		3級		4級		5級		6級	
1	3月未満		1	21			1	1	1	1			1	1
	3月以上6月末満		1	22			1	2	1	1			1	1
	6月以上9月末満		1	23			1	3	1	1			1	1
	9月以上12月末満		1	24			1	4	1	1			1	1
	12月以上		1	25			1	5	1	1			1	1
2	3月未満		1	25			1	5	1	1			1	1
	3月以上6月末満		1	26			2	6	1	2			1	1
	6月以上9月末満		1	27			3	7	1	3			1	1
	9月以上12月末満		1	28			4	8	1	4			1	1
	12月以上		1	29			5	9	1	5			1	1
3	3月未満		1	29			5	9	1	5			1	1
	3月以上6月末満		1	29			6	10	1	6			1	1
	6月以上9月末満		1	30			7	11	1	7			1	1
	9月以上12月末満		1	30			8	12	1	8			1	1
	12月以上		1	31			9	13	1	9			1	1
4	3月未満	13	1	31			9	13	1	9			1	1
	3月以上6月末満	14	2	31			10	14	1	10			2	1
	6月以上9月末満	15	3	32			11	15	1	11			3	1
	9月以上12月末満	16	4	32			12	16	1	12			4	1
	12月以上	17	5	33			13	17	1	13			5	1
5	3月未満	17	5	33			13	17	1	13			5	1
	3月以上6月末満	18	6	34			14	18	2	14			6	1
	6月以上9月末満	19	7	35			15	19	3	15			7	1
	9月以上12月末満	20	8	36			16	20	4	16			8	1
	12月以上	21	9	37			17	21	5	17			9	1
6	3月未満	21	9	37			17	21	5	17			9	1
	3月以上6月末満	22	10	38			18	22	6	18			10	1
	6月以上9月末満	23	11	39			19	23	7	19			11	1
	9月以上12月末満	24	12	40			20	24	8	20			12	1
	12月以上	25	13	41			21	25	9	21			13	1

7	3月未満	25	13	41		21	25	9	21		13	1
	3月以上6月末満	26	14	42		22	26	10	22		14	2
	6月以上9月末満	27	15	43		23	27	11	23		15	3
	9月以上12月末満	28	16	44		24	28	12	24		16	4
	12月以上	29	17	45		25	29	13	25		17	5
8	3月未満	29	17	45		25	29	13	25		17	5
	3月以上6月末満	30	18	46		26	30	14	26		18	6
	6月以上9月末満	31	19	47		27	31	15	27		19	7
	9月以上12月末満	32	20	48		28	32	16	28		20	8
	12月以上	33	21	49		29	33	17	29		21	9
9	3月未満	33	21	49		29	33	17	29		21	9
	3月以上6月末満	34	22	50		29	34	18	30		22	10
	6月以上9月末満	35	23	51		30	35	19	31		23	11
	9月以上12月末満	36	24	52		30	36	20	32		24	12
	12月以上	37	25	53		31	37	21	33		25	13
10	3月未満	37	25	53		31	37	21	33		25	13
	3月以上6月末満	38	26	54		31	38	22	34		26	14
	6月以上9月末満	39	27	55		32	39	23	35		27	15
	9月以上12月末満	40	28	56		32	40	24	36		28	16
	12月以上	41	29	57		33	41	25	37		29	17
11	3月未満	41	29	57		33	41	25	37		29	17
	3月以上6月末満	42	30	58		34	42	26	38		30	18
	6月以上9月末満	43	31	59		35	43	27	39		31	19
	9月以上12月末満	44	32	60		36	44	28	40		32	20
	12月以上	45	33	61		37	45	29	41		33	20
12	3月未満	45	33	61		37	45	29	41		33	21
	3月以上6月末満	46	33	62		38	46	30	42		34	22
	6月以上9月末満	47	34	63		39	47	31	43		35	23
	9月以上12月末満	48	34	64		40	48	32	44		36	24
	12月以上	49	35	65		41	49	33	45		37	25
13	3月未満		35	65		41	49	33	45		37	25
	3月以上6月末満		35	66		42	50	34	46		38	25
	6月以上9月末満		36	67		43	51	35	47		39	26
	9月以上12月末満		36	68		44	52	36	48		40	26
	12月以上		37	69		45	53	37	49		41	27

14	3月未満		37	69		45	53	37	49		41	27
	3月以上6月未満		38	70		45	54	38	50		42	27
	6月以上9月未満		39	71		45	55	39	51		43	28
	9月以上12月未満		40	72		46	56	40	52		44	28
	12月以上		41	73		46	57	41	53		45	29
15	3月未満		41	73		46	57	41	53		45	29
	3月以上6月未満		42	74		46	58	41	54		46	29
	6月以上9月未満		43	75		47	59	42	55		47	30
	9月以上12月未満		44	76		47	60	42	56		48	30
	12月以上		45	77		47	61	43	57		49	31
16	3月未満		45	77		47	61	43	57		49	31
	3月以上6月未満		46	77		48	62	43	58		50	31
	6月以上9月未満		47	78		48	63	44	59		51	32
	9月以上12月未満		48	78		48	64	44	60		52	32
	12月以上		49	79		49	65	45	61		53	33
17	3月未満		49	79		49	65	45	61			
	3月以上6月未満		49	79		49	66	46	62			
	6月以上9月未満		50	80		50	67	47	63			
	9月以上12月未満		50	80		50	68	48	64			
	12月以上		51	81		51	69	49	65			
18	3月未満		51	81		51	69	49	65			
	3月以上6月未満		51	82		51	70	50	66			
	6月以上9月未満		52	83		52	71	51	67			
	9月以上12月未満		52	84		52	72	52	68			
	12月以上		53	85		53	73	53	69			
19	3月未満		53	85		53	73	53	69			
	3月以上6月未満		53	86		53	74	53	70			
	6月以上9月未満		54	87		53	75	54	71			
	9月以上12月未満		54	88		54	76	54	72			
	12月以上		55	89		54	77	55	73			
20	3月未満		55	89		54	77	55	73			
	3月以上6月未満		55	90		54	78	55	74			
	6月以上9月未満		56	91		55	79	56	75			
	9月以上12月未満		56	92		55	80	56	76			
	12月以上		57	93		55	81	57	77			

21	3月未満		57	93		55	81	57	77		
	3月以上6月未満		57	94		56	82	58	78		
	6月以上9月未満		57	95		56	83	59	79		
	9月以上12月未満		58	96		56	84	60	80		
	12月以上		58	97		57	85	61	81		
22	3月未満		58	97		57	85	61	81		
	3月以上6月未満		58	97		57	86	62	82		
	6月以上9月未満		59	98		58	87	63	83		
	9月以上12月未満		59	98		58	88	64	84		
	12月以上		59	99		59	89	65	85		
23	3月未満		59			59	89	65	85		
	3月以上6月未満		60			59	90	66	86		
	6月以上9月未満		60			60	91	67	87		
	9月以上12月未満		60			60	92	68	88		
	12月以上		61			61	93	69	89		
24	3月未満		61			93	69	89			
	3月以上6月未満		61			94	70	90			
	6月以上9月未満		61			95	71	91			
	9月以上12月未満		61			96	72	92			
	12月以上		62			97	73	93			
25	3月未満		62			97	73	93			
	3月以上6月未満		62			98	74	94			
	6月以上9月未満		62			99	75	95			
	9月以上12月未満		62			100	76	96			
	12月以上		63			101	77	97			
26	3月未満					101	77	97			
	3月以上6月未満					102	77	98			
	6月以上9月未満					103	78	99			
	9月以上12月未満					104	78	100			
	12月以上					105	79	101			
27	3月未満					105	79	101			
	3月以上6月未満					106	79	102			
	6月以上9月未満					107	80	103			
	9月以上12月未満					108	80	104			
	12月以上					109	81	105			

別 表

給 料 表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	147,400	179,700	234,800	274,600	346,700	379,700
2	147,900	181,400	236,400	276,300	349,100	382,300
3	148,400	183,200	238,000	278,000	351,400	384,800
4	148,900	185,000	239,600	279,700	353,700	387,300
5	149,400	186,600	241,300	281,300	355,900	389,900
6	149,900	188,500	243,000	283,000	358,200	392,500
7	150,400	190,400	244,700	284,700	360,500	395,100
8	150,900	192,400	246,400	286,400	362,900	397,600
9	151,400	194,200	247,900	288,000	365,200	400,100
10	151,900	196,100	249,600	289,900	367,500	402,600
11	152,400	198,000	251,300	291,800	369,900	405,100
12	152,900	200,000	253,000	293,700	372,200	407,600
13	153,400	201,800	254,500	295,400	374,500	409,900
14	154,300	203,700	256,200	297,300	376,900	412,000
15	155,200	205,600	257,900	299,200	379,200	414,100
16	156,100	207,600	259,600	301,100	381,500	416,300
17	156,900	209,400	261,100	302,800	383,800	418,400
18	157,800	211,300	262,800	304,700	386,000	420,200
19	158,700	213,300	264,500	306,600	388,300	422,000
20	159,600	215,300	266,200	308,500	390,500	423,700
21	160,500	217,100	267,700	310,200	392,800	425,400
22	161,600	219,000	269,400	312,100	394,700	427,000
23	162,700	221,000	271,100	314,000	396,600	428,600
24	163,200	223,000	272,800	315,900	398,600	430,200
25	164,200	224,800	274,300	317,700	400,200	431,800
26	165,200	226,700	276,000	319,600	401,700	433,200
27	166,300	228,600	277,700	321,500	403,200	434,600
28	167,200	230,600	279,400	323,400	404,800	436,000
29	168,100	232,500	280,900	325,300	406,300	437,400
30	169,500	234,400	282,600	327,300	407,900	438,400
31	170,900	236,300	284,300	329,300	409,400	439,300
32	172,400	238,300	286,000	331,300	410,800	440,200
33	173,800	240,200	287,600	333,100	412,200	441,200
34	175,300	242,200	289,300	335,100	413,500	442,100
35	176,800	244,700	291,000	337,100	414,700	443,000
36	178,300	246,300	292,700	339,100	416,000	443,900
37	179,700	247,900	294,300	341,100	417,200	444,800
38	181,400	249,500	296,000	343,000	418,300	445,700
39	183,100	251,100	297,700	344,800	419,300	446,600
40	184,800	252,800	299,400	346,600	420,300	447,500
41	186,400	254,400	301,000	348,300	421,400	448,400
42	188,200	256,000	302,900	349,400	421,800	449,300
43	190,000	257,600	304,800	350,500	422,300	450,200
44	191,800	259,200	306,700	351,700	422,800	451,100
45	194,200	260,800	308,400	352,800	423,100	451,900
46	195,800	262,400	310,400	353,800	423,400	
47	197,200	264,000	312,400	354,800	423,700	
48	198,700	265,700	314,400	355,900	423,900	
49	200,200	267,200	316,400	356,900	424,100	
50	201,700	268,800	318,400	357,900	424,400	
51	203,200	270,400	320,400	358,900	424,700	
52	204,700	272,000	322,400	359,900	424,900	
53	206,000	273,600	324,400	361,000	425,100	
54	207,400	275,200	326,400	362,000		
55	208,800	276,800	328,400	363,000		
56	210,200	278,400	330,400	364,000		
57	211,700	279,900	332,400	365,100		
58	213,100	281,500	334,300	366,100		
59	214,500	283,100	336,200	367,100		
60	215,900	284,700	338,200	368,100		

61	217,400	286,200	340,100	369,100		
62	218,600	287,800	341,600	370,100		
63	219,800	289,400	343,100	371,100		
64	221,000	291,000	344,600	372,200		
65	222,200	292,500	345,900	373,000		
66	223,300	294,100	346,900	373,900		
67	224,400	295,700	347,900	374,800		
68	225,500	297,300	348,900	375,700		
69	226,700	298,800	349,800	376,600		
70	227,600	300,400	350,100	377,100		
71	228,500	302,000	350,400	377,600		
72	229,400	303,600	350,600	378,200		
73	230,300	305,100	350,800	378,700		
74	231,000	306,700	351,100	379,000		
75	231,700	308,300	351,400	379,300		
76	232,400	309,900	351,600	379,600		
77	233,100	311,400	351,800	379,800		
78	233,700	311,700	352,100	380,100		
79	234,300	312,000	352,400	380,400		
80	234,900	312,200	352,600	380,700		
81	235,600	312,400	352,800	380,900		
82	236,200	312,700	353,100	381,200		
83	236,800	313,000	353,400	381,500		
84	237,400	313,200	353,600	381,700		
85	238,000	313,400	353,800	381,900		
86	238,600			382,200		
87	239,200			382,500		
88	239,800			382,700		
89	240,300			382,900		
90	240,600					
91	240,900					
92	241,100					
93	241,300					
94	241,600					
95	241,900					
96	242,100					
97	242,300					
98	242,600					
99	242,900					
100	243,100					
101	243,300					
102	243,600					
103	243,900					
104	244,100					
105	244,300					
106	244,600					
107	244,900					
108	245,100					
109	245,300					

備考 定年前再任用短時間勤務職員及び一般任期付職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	174,900	229,500	247,200	266,800	295,900	322,800